

三鷹市環境基金条例(平成15年6月30日条例第13号)

(設置及び目的)

第1条 市民、非営利団体、事業者等が高環境の創出を目指して行う先導的な活動を支援するため、三鷹市環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 各年度において予算で定める額
- (2) 前条の目的に添う寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、三鷹市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的以外には処分することができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。